

議案第90号

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定
について

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例を次のとおり制定
する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(布設工事監督者を配置する工事)

第3条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者であること。

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者であること。
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて

卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(4) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者であること。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

水道法の一部が改正され、布設工事監督者を配置する工事の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準が条例に委任されたことに伴い、これらの基準について必要な事項を定めるため、本案を提出する。